主 文 上告人Aの上告を棄却する。

上告人Bの上告中同上告人の訴外Cに対する一審判決添付別紙目録 (一)記載の山林についての所有権移転債務不存在確認を求める部分および同上告 人の被上告人に対する原判決添付別紙図面表示の八二六・四四平方メートル(二五 〇坪)についての所有権移転登記の抹消登記義務不存在確認を求める部分に関する 部分を棄却する。

> 同上告人のその余の上告を却下する。 上告費用は、上告人らの負担とする。

理 E

上告代理人臼杵敦の上告理由について

上告人らは、昭和四〇年二月二六日死亡したDの相続人であり、被上告人は、昭四七年六月三〇日Dの遺言執行者に選任されたものでありは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、知る。Dは、

原審は、以上の事実を適法に確定したうえ(なお、原審はその判文に照らすと、本件遺言は、本件山林部分の特定遺贈を定めたものと認定している趣旨と解される。)、かりに右遺贈がいわゆる任意債権を定めたものであり、かつその代用権では遺贈義務者に属すると解するとしても、本件においては遺言執行者が選任されている場合には、右代用権を行使のところ、このように遺言執行者が選任されている場合には、右代用権を行使の本来給付から代用給付に変更せしめる行為もまた遺言執行の範囲に含まれてもあるがあるから、右代用権の行使は遺言執行者においてなするものとしたが被上告人を相手を移して、相続人はこれを行使し得ないものといわなければならなとして、上告人を相手を移して、は、というに対する本件山林中二五〇坪部分についての所有権移転登記抹消登記義務に関する不存在確認請求中本件山林部分にの所有権移転登記抹消登記義務に関する不存在確認請求中本件山林部分にの請求を、いずれも棄却すべきものとしたのである。

思うに、原審が確定した右の事実によると、本件遺言は、要するに、本来的には本件山林部分をCに取得させることを目的とする特定遺贈を定めて〇万円を遺贈をにるが、遺言書作成当時ないしは相続開始当時の時価と目した六り、を遺贈分の事情のあることができる旨を定めたものということができるから、として、おいては、本件山林部分の移転においての事情のあることが確定されているよいでは、右遺言の趣じとるいかにおいては、本件山林部分の移転に引渡があれている。)においては、右遺言の趣じとの事情のあることが確定されているが本件においては、を相続してものをして、付用権者を定めるは、かり、代用権者を定めたものである。代代用権者をであるはよりであるには、付用権行が、受遺者の承諾による代用権行がは足りず、現実にその履行がされるか、受遺者の承諾による解するには、相続付けることを必要としているものと解するを場合ではなく/要旨〉いと解すべきである。けだし、遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為をするとが

できず(民法一〇一三条)、遺言執行者が、相続人に代わつて、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の処分をする権利義務を有することになる(民法一〇一二条一項)が、本件における代用権の行使は、遺言で定められた本来給付をいて、代用給付をする行為とみることができるのであつて、なんら遺言執行で、遺言の執行を妨げる行為ということができないし、また、相続人においてよる遺言の執行を妨げる行為ということができないし、また、相続人において来給付を免れるためには、上記のとおり受遺者に対し金員の支払、代物弁方はないが、相続人自らが、その固有財産または相続人において処分権能を失つていれる必要があり、任意右の支払等をしたからといつて、なんら遺言の執行を妨げるものではないからである。したがつて、これと異なる原審の判断には、法令解釈の誤りがあるというべきである。

ところで、上記のとおり、本件において相続人が本来給付を免れるためには、受遺者に対し現実に代用給付の履行がされる必要があるところ、原審の適法に確定した事実関係によると、上告人らは、受遺者であるこれで、被上告人あてに六の意思表示をし、ついで、被上告人あてに六からといって、遺言教行者は受遺者の代理人ではないの上告人が被上告人あてに右の供託をしたからといつて当然にCに対する支払の効果が生じるものではない。したがつて、右供託時において、かりに六五〇万円が必要が出る。の価値より少なくないか、これに近似したものであつたとしてもないが本による適法な代用権の行使がされているということはできない、すでは、の法論に影響を及ぼさないとができる。他に原判決に所論の違法はないから、論旨は採用することができない。

なお、原審が、上告人Bの被上告人に対する本件山林についての所有権移転登記 抹消登記義務に関する不存在確認請求のうち本件山林部分を除いた部分についての 同上告人の訴を却下した部分につき、同上告人は上告理由を記載した書面を提出し ないから、この部分に関する同上告人の上告は不適法として却下を免れない。 よつて、民訴法四〇一条、三九九条ノ三、三九九条、三九八条、九五条、八九 条、九三条に従い、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 朝田孝 判事 藪田康雄 判事 川口冨男)